

JALファミリークラブ

海外赴任者総合保障制度



個人賠償責任保険、個人包括賠償責任保険、海外旅行保険

※本保障制度はJALファミリークラブ会員かつJALカード会員のみご加入いただけます。



海外赴任者総合保障制度の特長

1. ご家族ぐるみで幅広い保障

安心と信頼のネットワークがあなたとご家族の海外赴任生活をサポートします。

2. ニーズに合わせてプランは多彩

基本プラン（個人賠償責任保険+個人包括賠償責任保険）にオプションプラン（海外旅行保険）を自由に組み合わせることができます。米国内で自動車保険加入をご希望の皆様へご加入のお手伝いをいたします。滞在目的が留学でもご加入いただけます。

3. 便利なカード決済

保険料はJALカードでの決済（円建て）となります。未加入の方は合わせてお申し込みください。

4. AIGの海外ネットワーク

弊社は、損害保険業界の世界的なリーダーであり、さまざまな国や地域でお客さまにサービスを提供しているAIGグループの一員です。

※日本国外からのお申し込みはできません。出発前にお申し込みください。

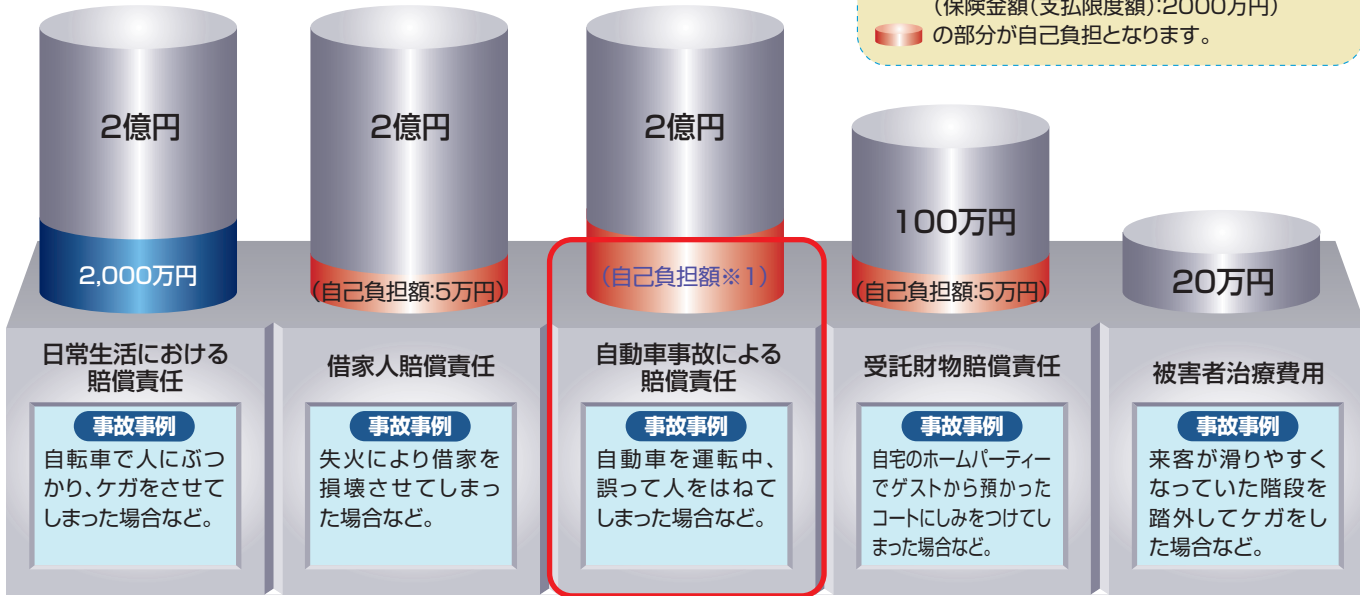
AIG 損保

1. 基本プラン【個人賠償責任保険+個人包括賠償責任保険】

生活習慣の異なる海外では、日常生活のちょっとしたトラブルにも注意が必要。
 思いもよらない高額な賠償金を請求されることもあります。
 海外での豊富な経験をもつ弊社が賠償責任を補償する保険を基本プランとした理由です。

こんな時にお役に立ちます。基本プラン(個人賠償責任保険+個人包括賠償責任保険)

保険金額(支払限度額)



自動車事故による賠償責任の自己負担額(免責金額)については、現地の自動車保険に加入する必要があります。

上記自動車事故による賠償責任は現地で加入する自動車保険の上乗せ保険となります

※1 自動車事故による賠償責任の自己負担額(免責金額)

- アメリカ合衆国・カナダ
 対人1名につき US\$100,000
 対人1事故につき US\$300,000
 対物1事故につき US\$25,000
- アメリカ合衆国・カナダ・日本を除くその他地域
 対人・対物共通1事故につき US\$50,000
 ただし、上記金額または現地の自動車保険のお支払額のいずれか高い額を超えた部分が保険金支払いの対象となります。

(注1)基本プランは、同行のご家族(ご本人の配偶者、ご本人または配偶者の同居のご親族、ご本人または配偶者の別居の未婚のお子様)も対象となります。

(注2)基本プランは業務に起因する事故については補償しません。

加入特典:米国(※グアム・サイパンは除く)での自動車保険の加入紹介サービス

ご加入時にお渡しするしおりに記載の連絡先にお電話ください。
 自動車保険のご相談を承ります。

米国での駐在・留学には自動車は欠かせません。

現地自動車保険の紹介サービスなら、日本語でご加入のお手伝いをいたします。

また、もし現地の自動車保険の賠償限度額を超える事故があっても、基本プランで2億円まで補償いたします。

1. ご紹介サービスをご利用頂ける方

- ・基本プランに加入しているJALファミリークラブ会員(AIG Travel Assist社で提供しているAIG国際サービス会員の会員番号が必要)
- ・アメリカでの住所が決まっている
- ・保険をかけるお車が決まっている
- ※ただし、過去の事故歴、車の種類などによりお引き受けができない場合がありますのでご了承ください。

2. 補償内容

対人・対物・車両(任意)及び各州で必要とされる補償項目

3. 賠償限度額

対人1名につき	US\$ 100,000
対人1事故につき	US\$ 300,000
対物1事故につき	US\$ 25,000

※車両保険については車両の時価額

4. 保険料

州・居住地区により基本保険料が異なります。さらに年令、運転歴、既婚/未婚、通勤に利用するしない、その他5~10項目の算出基準により保険料が大幅に異なります。一般に外国から来て間もない契約者は非常に高額な保険料を請求されることも多いのですが、特にAIG Travel Assist社で提供しているAIG国際サービス会員というステータスと信用により、合理的かつ経済的な保険料でのご加入をお手伝いします。ただし、一部の州では、上記と同等のサービス提供は出来ませんのでご了承ください。詳しくは、お申し込みの際ご確認ください。

※本サービスをご希望の方は海外赴任者総合保障制度のしおりをご確認の上、AIG国際サービス(エイジス)までご連絡ください。

2. オプションプラン【海外旅行保険】

海外に赴任するあなたとご家族を安心と信頼のネットワークがサポートします。

アシスタンス・サービス

アシスタンスセンターでは、24時間・365日、日本語対応で、ご契約者の皆さまからのご相談に応じてサービスをご案内しています。

アシスタンスセンターにおまかせ!!

● 自社で「アシスタンスセンター」を運営

保険知識を持った社員が、お客さまの契約内容を確認しながらスピーディーに対応します。

● 同一拠点に保険金支払部門を配置

お客さまの問い合わせから保険金のお支払いまでスムーズかつスピーディーに対応します。

● グローバルネットワーク

AIGグループは、世界の保険業界のリーダーであり、さまざまな国や地域でお客さまにサービスを提供しています。例えば、AIGのメディカルチームにおいては24時間医師と連絡が可能で搬送が可能かどうかなど、医師の判断が必要な事案もスピーディーに対応します。



海外での「困った」に24時間日本語でお応えします。

病気やケガに関するアシスタンス

- キャッシュレス・メディカルサービス
- 医療情報の提供
- 医師・病院の紹介、手配
- 電話による医療通訳サービス
- 入院・転院の手配

- 緊急移送時の輸送機関の手配
- 付添医師・看護師の手配
- 入院時のご家族への状況報告
- 捜索・救援機関の紹介・手配、救援者のホテルなどの手配、遺体移送

事故相談サポート

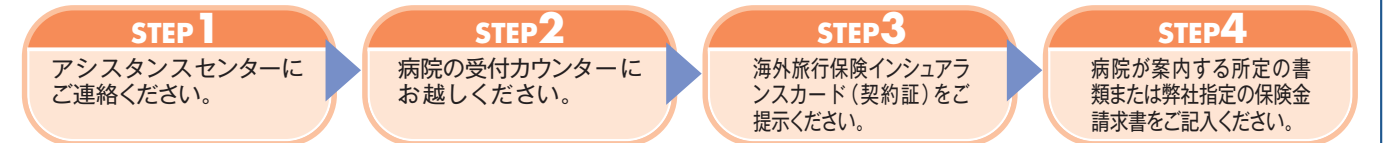
- パスポートやクレジットカードなどの紛失・盗難時の手続きのご案内

- 保険金請求手続きに係るご相談受付

キャッシュレス・メディカルサービスとは...

米国を中心に、世界55万か所以上の医療機関で、その場で費用を自己負担することなく治療を受けていただけるサービスです。お手元に現金をお持ちでなくても、安心して治療が受けられます。

ご利用方法



■ご利用に際してのご注意

※アシスタンスセンターでは、ご連絡いただいた内容をもとにお客さまの状況に適したサービスをご案内します。

※保険の対象とならない費用や保険金額を超えた費用は自己負担となります。 ※国・地域・医療機関などの事情によりご希望のサービスをご利用いただけない場合があります。

※サービスの内容や範囲は予告なく変更・中止することがあります。

こんな時にお役に立ちます。オプションプラン(海外旅行保険)のご説明

 傷害死亡 出張・駐在・留学中に事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に亡くなった場合	 傷害後遺障害 出張・駐在・留学中の事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	 疾病死亡 出張・駐在・留学中に病気の原因で亡くなった場合(旅行行程終了後72時間以内に治療を開始し、旅行行程終了日を含めて30日以内に亡くなった場合を含む)	 生活用動産(長期用) 出張・駐在・留学中に携帯するスーツケース、カメラ、時計などを盗まれたり、あやまって落として破損した場合や、パスポートの盗難により再取得する場合など。さらにアパートなどの居住施設または宿泊施設に保管中のものが盗難などの偶然な事故によって損害を受けた場合も補償
 治療・救援費用 出張・駐在・留学中にケガや病気で治療を受けた場合(旅行行程終了後72時間以内に病気の治療を開始した場合を含む)の治療費のお支払い、3日以上入院または搭乗中の飛行機が遭難し、日本から親族(その代理人を含みます。)が現地に行く場合など	 救済者費用追加費用(治療・救援費用にセットされています)	 緊急一時帰国費用(オプション)	出張・駐在・留学中に同行不明になったり誘拐にあった場合に、親族(その代理人を含みます。)が現地に行く費用、捜索・救援費用など(300万円限度)を補償 出張・駐在・留学中に家族(※1)の死亡危険などにより一時帰国した場合に、往復の交通費、宿泊費などを補償(海外渡航前または入院中であつたり、治療を受けている疾病などが原因となるものは対象となりません。)また「家族緊急一時帰国費用」を追加することによって、帯同される家族(※2)の費用も補償

(※1)配偶者または2親等以内の親族 (※2)配偶者、子、または被保険者と生計を共にする3親等以内の親族

3. ご契約タイプ一覧表

- 本保障制度はJALファミリークラブ会員かつJALカード会員の方のみご加入いただけます。
詳しくは取扱代理店・扱者までご連絡ください。
- 日本国外からのお申し込みはできません。出発前にお申し込みください。

【1. 基本プラン[個人賠償責任保険／個人包括賠償責任保険]

給付項目	保険金額(支払限度額)	年間保険料		
個人賠償責任保険	2,000万円	北米	ヨーロッパ・オセアニア	その他地域 (アジア・中米・南米・アフリカ・中東)
個人包括賠償責任保険 ※1	2億円			
受託財物賠償責任 ※2	100万円(自己負担額5万円)			
被害者治療費用 ※3	20万円			
		45,000円	33,230円	25,000円
		株式会社JALUX保険サービスでのお取り扱いとなります。		

※1 個人包括賠償責任保険は、第一次保険(個人賠償責任保険、米国で加入いただいた自動車保険等)で補償される損害については、その補償限度額を超過する金額をお支払いします。また、第一次保険の対象とならない損害については個人包括賠償責任保険の自己負担額を超過する金額をお支払いします。
 ※2 「個人包括賠償責任保険追加特約 受託財物危険条項」で補償します。
 ※3 「個人包括賠償責任保険 被害者治療費補償特約」で補償します。

【2. オプションプラン[海外旅行保険]

重要 ①旅行者(被保険者)が満15才未満(旅行出発日時点)の場合 ②申込人(加入依頼者)と旅行者(被保険者)が異なる場合で、旅行者(被保険者)の同意の署名が無い場合
 上記①または②に該当する場合、傷害死亡保険金額および疾病死亡保険金額は、同一の補償内容を提供する他の保険契約や共済とそれぞれ合算して1,000万円を上限とさせていただきます。

■ご本人用プラン(満69才以下)

給付項目/タイプ	160(73)	161(75)	147(76)
傷害死亡	1,000万円	3,000万円	100万円
傷害後遺障害 (後遺障害の程度に応じて)	30万円～1,000万円	90万円～3,000万円	3万円～100万円
治療・救済費用(支払限度額/1事故・1疾病あたり)	無制限(注)	無制限(注)	—
疾病死亡	1,000万円	3,000万円	—
生活用資産(長期用) (家財・身の回り品など1個あたり10万円限度) (乗車券・航空券等の場合は5万円限度)	100万円限度		
年間保険料	256,120円	288,100円	24,250円

(注)無制限とは、治療・救済費用補償特約の保険金額(支払限度額)を無制限とすることであり、治療・救済費用を終身補償するものではありません。

■緊急一時帰国費用補償特約

■本人のみ

下記の追加保険料をお支払いいただくことにより、ご本人の緊急一時帰国費用をカバーすることができます。

保険金額	70万円
年間保険料	22,970円

■ご家族

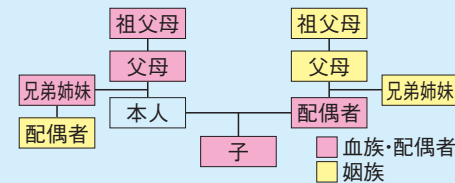
左記緊急一時帰国(本人のみ)の保険料に追加して下記の保険料をお支払いいただくことにより、帯同家族全員の緊急一時帰国費用をカバーすることができます。

保険金額(1名)	70万円
年間保険料	25,280円

緊急一時帰国費用補償特約とは

緊急一時帰国費用補償特約は配偶者または2親等以内の親族の死亡・危篤等(※)により一時帰国した場合に、往復の航空運賃、ホテル代などをお支払いします。帯同家族がいらっしゃる場合には併せて家族緊急一時帰国費用補償特約もご選択ください。
 ※この特約において「危篤」とは、重傷または重病のために生命が危うく断を許さない状態であると医師(被保険者が医師である場合は被保険者以外の医師をいいます)が判断した場合を言います。

〈ご本人の2親等以内の主な親族〉



重要:緊急一時帰国費用は海外渡航前から既に入院中であつたり、治療を受けている疾病などが原因となるものは対象となりません。

契約上のご注意

- この保険は駐在・研究／留学の目的をもって、住居を出発してから住居に帰着するまでの損害を補償の対象としています。したがって、次の場合はお引き受けできませんので、予めご了承ください。(ご加入に際し、確認のためパスポートのご提示が必要となる場合があります。)
 - ・永住権を持っている国へ居住する目的で渡航する場合(アメリカのグリーンカード・ミリタリーID保持者など)
 - ・帰国の予定が不明確な場合
 - ・渡航後(旅行期間の途中から)の加入をご希望の場合など
- 加入依頼者と旅行者(被保険者)が異なる場合で、旅行者(被保険者)の同意の署名が無い場合、または旅行者(被保険者)が旅行出発日時時点で満15才未満の場合は、同一の補償内容を提供するほかの保険契約や共済とそれぞれと合算で傷害死亡保険金額、疾病死亡保険金額は、1,000万円を上限とさせていただきます。
- この保障制度の保険期間は1年となります。出張・駐在予定期間が1年を超える場合には保険期間を1年間と設定し、以降のご契約については特段のお申出が無い限り団体契約者が更新のお手続きを行います(満期3か月前にご通知させていただきます)。
- オプションプランは生後6か月から満69才以下の現症・既往症(※)の無い方を被保険者としてご加入いただけます。
 ※現症・既往症とは、次の場合をいいます。
 - ・現在、ケガや病気で医師の治療、投薬を受けているか、または医師から精密検査、定期的な診察、治療、投薬のいずれかをすすめられている場合
 - ・これまで継続して1か月以上入院したこと、または脳疾患、心疾患、ガン患ったことがある場合

■ご家族用プラン(1名につき)(満69才以下)

給付項目/タイプ	162(P1)	163(R1)
傷害死亡	1,000万円	3,000万円
傷害後遺障害 (後遺障害の程度に応じて)	30万円～1,000万円	90万円～3,000万円
治療・救済費用(支払限度額/1事故・1疾病あたり)	無制限(注)	無制限(注)
疾病死亡	1,000万円	3,000万円
年間保険料	232,620円	264,600円

(注)無制限とは、治療・救済費用補償特約の保険金額(支払限度額)を無制限とすることであり、治療・救済費用を終身補償するものではありません。

ご家族の追加加入について

ご本人の出発後、オプションの海外旅行保険に追加加入される場合は、「JALファミリークラブ海外赴任者総合保障制度のしおり」に同封されております契約内容変更通知書にご記入のうえ取扱代理店までお送りください。なお、基本プランは同行のご家族(ご本人の配偶者、ご本人または配偶者の同居のご親族、ご本人または配偶者の別居の未婚のお子様)も対象となりますので、手続きは不要です。

お申し込みについて

ご出発日が確定しましたら、お早めにお手続きください。ご出発後、日本国外からのお申し込みはできませんのでご注意ください。

保険料のお支払いについて

JALカードでの決済となります。JALカード決済日にお客様のJALカード指定口座より自動振替させていただきます。未加入の方は審査に1か月を要しますのでJALカードへのお申し込みをお早めをお願い致します。

- 駐在地によっては、その国の法律により日本の保険会社と保険契約を締結することを制限している場合があります。
- 治療・救済費用はケガの場合は事故の日から、また病気の場合は治療開始の日からいずれの場合もその日を含めて180日以内の治療費用をお支払いいたします。また、既往症、歯科疾病等はお支払の対象となりません。
- 緊急一時帰国費用(オプション特約)
 - ・本特約の対象となる費用について、勤務先の慶弔規定などにより給付を受けることができる場合は、取扱代理店・扱者または弊社へお問い合わせください。場合によっては本特約のお引き受けができないことがありますので、予めご了承ください。
 - ・家族緊急一時帰国費用追加補償特約は、緊急一時帰国費用補償特約とセットしてのご契約となります。また「帯同家族」とは、ご本人の配偶者、お子様およびご本人と生計を共にする3親等以内の親族をいいます。
 - ・ご契約後、本特約の保険金支払対象となる費用について、加入依頼者またはご本人が給付を受けることができる慶弔規定などの制度が、勤務先などで制定されるとき、または制定されていることをお知りになったときはお申し出ください。
- 解約保険料は、契約者から書面によりご連絡いただいた日を「解約請求日」とし、満期(保険終期)までの未経過保険期間に対する保険料を返還します。ご契約の保険期間が2か月以上の場合、未経過保険期間に対する保険料を1か月単位で返還しますので、未経過保険期間が1か月未満の場合には返還保険料がありませんので、予めご了承ください。
- 治療・救済費用
被保険者が健康診断または予防接種を受けたときに支出した費用に対しては、保険金をお支払いできません。

- このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。
- また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書（「契約概要」「注意喚起情報」等）を、事前に必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIG損害保険株式会社

東京法人営業統括部
〒163-0814 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル14階
03-5819-5876
午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）
<http://www.aig.co.jp/sonpo>

お問い合わせ・お申し込みは

グローバルプロテクション株式会社

〒213-0001 神奈川県川崎市高津区溝口2-19-25 メゾンコスモス1F
TEL:044-819-7338 FAX:044-819-7307
URL: <http://www.global-protection.co.jp>
e-mail: jfc@global-protection.co.jp